

佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 14 号

佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第 1 条 佐賀県立博物館処務規則(平成 24 年佐賀県規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第 1 (第10条関係)					別表第 1 (第10条関係)				
附属設備使用料					附属設備使用料				
	区分	単位	使用料 (円)	摘要		区分	単位	使用料 (円)	摘要
展示用器具	移動用展示ケース(大)	1台	<u>310</u>		展示用器具	移動用展示ケース(大)	1台	<u>320</u>	
	" (中)	1台	<u>260</u>			" (中)	1台	<u>270</u>	
	略					略			
	移動用のぞき ケース(三角両 面)	1台	<u>150</u>			移動用のぞき ケース(三角両 面)	1台	<u>160</u>	
	略					略			
舞台大道具	所作台	1式	<u>2,100</u>	19台	舞台大道具	所作台	1式	<u>2,160</u>	19台
	略					略			
	松羽目	1式	<u>1,050</u>			松羽目	1式	<u>1,080</u>	
	略					略			
	雪かご	1式	<u>310</u>	3個		雪かご	1式	<u>320</u>	3個
	浅黄幕	1式	<u>510</u>			浅黄幕	1式	<u>540</u>	

改正前				改正後					
	紗幕	1枚	<u>510</u>		紗幕	1枚	<u>540</u>		
	地がすり	1枚	<u>310</u>		地がすり	1枚	<u>320</u>		
	金屏風	1双	<u>1,050</u>		金屏風	1双	<u>1,080</u>		
		1隻	<u>510</u>			1隻	<u>540</u>		
	略				略				
	演台	1式	<u>510</u>	花台、脇台付	演台	1式	<u>540</u>	花台、脇台付	
	略				略				
	仮設能舞台	1式	<u>5,250</u>		仮設能舞台	1式	<u>5,400</u>		
	舞台用マット	1式	<u>310</u>	15枚	舞台用マット	1式	<u>320</u>	15枚	
	舞台照明 器具	ボーダーライ ト	1回 路	<u>310</u>	200W 15灯	ボーダーライ ト	1回 路	<u>320</u>	200W 15灯
		アッパーホリ ゾントライト	1回 路	<u>310</u>	200W 18灯	アッパーホリ ゾントライト	1回 路	<u>320</u>	200W 18灯
		ロアーホリゾ ントライト	1回 路	<u>310</u>	200W 18灯	ロアーホリゾ ントライト	1回 路	<u>320</u>	200W 18灯
		略				略			
		" (500W)	1灯	<u>150</u>	ハロゲン ス タ ンド付	" (500W)	1灯	<u>160</u>	ハロゲン ス タ ンド付
略				略					
" (B)		1本	<u>150</u>	ハロゲン 100W 6灯	" (B)	1本	<u>160</u>	ハロゲン 100W 6灯	
ピンスポット ライト		1台	<u>830</u>	HN 1 1.2kW	ピンスポット ライト	1台	<u>860</u>	HN 1 1.2kW	
エフェクトマ シン		1台	<u>510</u>	先玉、ディスク付	エフェクトマ シン	1台	<u>540</u>	先玉、ディスク付	

改正前					改正後				
舞台音響 器具	センターレス ダブルマン	1台	<u>510</u>	先玉、ディスク付	センターレス ダブルマン	1台	<u>540</u>	先玉、ディスク付	
	オーロラマシン	1台	<u>510</u>		オーロラマシン	1台	<u>540</u>		
	ストロボスコ ープ	1台	<u>830</u>	2体向用	ストロボスコ ープ	1台	<u>860</u>	2体向用	
	ミラーボール	1式	<u>310</u>	スポックス 500 W 2台付	ミラーボール	1式	<u>320</u>	スポックス 500 W 2台付	
	略				略				
	拡声装置	1式	<u>1,560</u>		拡声装置	1式	<u>1,620</u>		
	固定用レコー ドプレーヤー	1台	<u>510</u>		固定用レコー ドプレーヤー	1台	<u>540</u>		
	" オープ ンテープレコ ーダー	1台	<u>510</u>		" オープ ンテープレコ ーダー	1台	<u>540</u>		
	" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>310</u>		" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>320</u>		
	移動用レコー ドプレーヤー	1台	<u>310</u>		移動用レコー ドプレーヤー	1台	<u>320</u>		
	" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>310</u>		" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>320</u>		
	ハネ返りスピ ーカー	1台	<u>510</u>	ステージスピー カー兼用	ハネ返りスピ ーカー	1台	<u>540</u>	ステージスピー カー兼用	
	コンデンサー マイク	1本	<u>410</u>		コンデンサー マイク	1本	<u>430</u>		

改正前				改正後				
注 略	略							
	" (B)	1本	<u>310</u>	プロ用	" (B)	1本	<u>320</u>	プロ用
	ワイヤレスマイク	1本	<u>510</u>		ワイヤレスマイク	1本	<u>540</u>	
	サブミキサー	1台	<u>510</u>	12チャンネル	サブミキサー	1台	<u>540</u>	12チャンネル
	マルチコネクターボックス	1台	<u>310</u>	12チャンネル用コード付	マルチコネクターボックス	1台	<u>320</u>	12チャンネル用コード付
	音響反射板	1式	<u>2,100</u>	300W 28灯付	音響反射板	1式	<u>2,160</u>	300W 28灯付
	16m / m映写機	1台	<u>1,560</u>	1kW クセノン	16m / m映写機	1台	<u>1,620</u>	1kW クセノン
	スライド映写機	1台	<u>510</u>	350W クセノン	スライド映写機	1台	<u>540</u>	350W クセノン
	ピアノ	1台	<u>4,200</u>	調律料は含まない。	ピアノ	1台	<u>4,320</u>	調律料は含まない。
	電動3点つりマイク	1式	<u>1,050</u>		電動3点つりマイク	1式	<u>1,080</u>	

注 略

注 略

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第2条 佐賀県立美術館処務規則(平成24年佐賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1(第10条関係)				別表第1(第10条関係)			
附属設備使用料				附属設備使用料			
区分	単位	使用料(円)	摘要	区分	単位	使用料(円)	摘要

改正前					改正後				
展示用器具	移動用展示ケース(大)	1台	<u>310</u>		展示用器具	移動用展示ケース(大)	1台	<u>320</u>	
	" (中)	1台	<u>260</u>			" (中)	1台	<u>270</u>	
	略					略			
	移動用のぞきケース(三角両面)	1台	<u>150</u>			移動用のぞきケース(三角両面)	1台	<u>160</u>	
	略					略			
舞台大道具	所作台	1式	<u>2,100</u>	19台	舞台大道具	所作台	1式	<u>2,160</u>	19台
	略					略			
	松羽目	1式	<u>1,050</u>			松羽目	1式	<u>1,080</u>	
	略					略			
	雪かご	1式	<u>310</u>	3個		雪かご	1式	<u>320</u>	3個
	浅黄幕	1式	<u>510</u>			浅黄幕	1式	<u>540</u>	
	紗幕	1枚	<u>510</u>			紗幕	1枚	<u>540</u>	
	地がすり	1枚	<u>310</u>			地がすり	1枚	<u>320</u>	
	金屏風	1双	<u>1,050</u>			金屏風	1双	<u>1,080</u>	
		1隻	<u>510</u>				1隻	<u>540</u>	
	略					略			
	演台	1式	<u>510</u>	花台、脇台付		演台	1式	<u>540</u>	花台、脇台付
	略					略			
	仮設能舞台	1式	<u>5,250</u>			仮設能舞台	1式	<u>5,400</u>	
舞台用マット	1式	<u>310</u>	15枚	舞台用マット	1式	<u>320</u>	15枚		
舞台照明器具	ボーダーライト	1回路	<u>310</u>	200W 15灯	舞台照明器具	ボーダーライト	1回路	<u>320</u>	200W 15灯

改正前					改正後				
	アッパーホリゾントライト	1回路	<u>310</u>	200W 18灯		アッパーホリゾントライト	1回路	<u>320</u>	200W 18灯
	ローアホリゾントライト	1回路	<u>310</u>	200W 18灯		ローアホリゾントライト	1回路	<u>320</u>	200W 18灯
	略					略			
	" (500W)	1灯	<u>150</u>	ハロゲン スタンド付		" (500W)	1灯	<u>160</u>	ハロゲン スタンド付
	略					略			
	" (B)	1本	<u>150</u>	ハロゲン 100W 6灯		" (B)	1本	<u>160</u>	ハロゲン 100W 6灯
	ピンスポットライト	1台	<u>830</u>	HN 1 1.2kW		ピンスポットライト	1台	<u>860</u>	HN 1 1.2kW
	エフェクトマシン	1台	<u>510</u>	先玉、ディスク付		エフェクトマシン	1台	<u>540</u>	先玉、ディスク付
	センターレスダブルマシン	1台	<u>510</u>	先玉、ディスク付		センターレスダブルマシン	1台	<u>540</u>	先玉、ディスク付
	オーロラマシン	1台	<u>510</u>			オーロラマシン	1台	<u>540</u>	
	ストロボスコープ	1台	<u>830</u>	2体向用		ストロボスコープ	1台	<u>860</u>	2体向用
	ミラーボール	1式	<u>310</u>	スポックス 500W 2台付		ミラーボール	1式	<u>320</u>	スポックス 500W 2台付
	略					略			
舞台音響器具	拡声装置	1式	<u>1,560</u>		舞台音響器具	拡声装置	1式	<u>1,620</u>	
	固定用レコードプレーヤー	1台	<u>510</u>			固定用レコードプレーヤー	1台	<u>540</u>	
	" オープ	1台	<u>510</u>			" オープ	1台	<u>540</u>	

改正前				改正後			
	ンテープレコ ーダー				ンテープレコ ーダー		
	" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>310</u>		" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>320</u>
	移動用レコー ドプレーヤー	1台	<u>310</u>		移動用レコー ドプレーヤー	1台	<u>320</u>
	" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>310</u>		" カセッ トテープレコ ーダー	1台	<u>320</u>
	ハネ返りスピ ーカー	1台	<u>510</u>	ステージスピー カー兼用	ハネ返りスピ ーカー	1台	<u>540</u>
	コンデンサー マイク	1本	<u>410</u>		コンデンサー マイク	1本	<u>430</u>
	略				略		
	" ( B )	1本	<u>310</u>	プロ用	" ( B )	1本	<u>320</u>
	ワイヤレスマ イク	1本	<u>510</u>		ワイヤレスマ イク	1本	<u>540</u>
	サブミキサー	1台	<u>510</u>	12チャンネル	サブミキサー	1台	<u>540</u>
	マルチコネク ターボックス	1台	<u>310</u>	12チャンネル用 コード付	マルチコネク ターボックス	1台	<u>320</u>
	音響反射板	1式	<u>2,100</u>	300W 28灯付	音響反射板	1式	<u>2,160</u>
	16m / m映写 機	1台	<u>1,560</u>	1kW クセノン	16m / m映写 機	1台	<u>1,620</u>
	スライド映写 機	1台	<u>510</u>	350W クセノン	スライド映写 機	1台	<u>540</u>

改正前					改正後				
	ピアノ	1台	<u>4,200</u>	調律料は含まない。		ピアノ	1台	<u>4,320</u>	調律料は含まない。
	電動3点つりマイク	1式	<u>1,050</u>			電動3点つりマイク	1式	<u>1,080</u>	
注 略					注 略				

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

第3条 佐賀県立名護屋城博物館処務規則(平成24年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後					
別表(第10条関係)					別表(第10条関係)					
附属設備使用料					附属設備使用料					
	区分	単位	使用料 (円)	摘要		区分	単位	使用料 (円)	摘要	
展示用器具	両面ガラスケース	1台	<u>210</u>		展示用器具	両面ガラスケース	1台	<u>220</u>		
	略					略				
舞台大道具	所作台	1式	<u>2,520</u>	14台	舞台大道具	所作台	1式	<u>2,600</u>	14台	
	略					略				
	松羽目	1式	<u>1,150</u>			松羽目	1式	<u>1,180</u>		
	略					略				
	金屏風	1双	<u>1,160</u>			金屏風	1双	<u>1,190</u>		
		1隻	<u>580</u>				1隻	<u>590</u>		
略				略						
	演台	1台	<u>530</u>	花台付き		演台	1台	<u>540</u>	花台付き	
舞台照明器具	ボーダーライト	1回路	<u>340</u>	150W 45灯	舞台照明器具	ボーダーライト	1回路	<u>350</u>	150W 45灯	



改正前					改正後				
	アッパーホリゾンライト	1回路	<u>480</u>	200W 72灯		アッパーホリゾンライト	1回路	<u>500</u>	200W 72灯
	ロアーホリゾンライト	1回路	<u>450</u>	200W 12灯		ロアーホリゾンライト	1回路	<u>470</u>	200W 12灯
	フットライト	1回路	<u>320</u>	60W 12灯		フットライト	1回路	<u>330</u>	60W 12灯
	サスペンションライト	1灯	<u>220</u>	1 kW		サスペンションライト	1灯	<u>230</u>	1 kW
	シーリングライト	1灯	<u>220</u>	1 kW		シーリングライト	1灯	<u>230</u>	1 kW
	サイドスポットライト	1灯	<u>220</u>	1 kW		サイドスポットライト	1灯	<u>230</u>	1 kW
	ピンスポットライト	1台	<u>1,560</u>	1 kW		ピンスポットライト	1台	<u>1,610</u>	1 kW
	略					略			
舞台音響器具	拡声装置	1式	<u>2,040</u>		舞台音響器具	拡声装置	1式	<u>2,100</u>	
	ステージスピーカー	1台	<u>510</u>			ステージスピーカー	1台	<u>530</u>	
	フィードバックスピーカー	1台	<u>510</u>			フィードバックスピーカー	1台	<u>530</u>	
	オープンテープレコーダー	1台	<u>790</u>			オープンテープレコーダー	1台	<u>810</u>	
	カセットテープレコーダー	1台	<u>690</u>			カセットテープレコーダー	1台	<u>710</u>	
	コンデンサーマイク	1本	<u>920</u>			コンデンサーマイク	1本	<u>950</u>	
	ダイナミック	1本	<u>430</u>			ダイナミック	1本	<u>450</u>	

改正前					改正後				
	マイク					マイク			
	ワイヤレスマイク	1本	<u>1,090</u>			ワイヤレスマイク	1本	<u>1,120</u>	
	16mm映写機	1台	<u>1,890</u>	1kW クセノン		16mm映写機	1台	<u>1,950</u>	1kW クセノン
	スライド映写機	1台	<u>990</u>	550W クセノン		スライド映写機	1台	<u>1,020</u>	550W クセノン
	ピアノ	1台	<u>2,100</u>	調律料は含まない。		ピアノ	1台	<u>2,160</u>	調律料は含まない。
	3点つりマイク	1式	<u>1,050</u>			3点つりマイク	1式	<u>1,080</u>	
	音響反射板	1式	<u>3,660</u>			音響反射板	1式	<u>3,770</u>	
注 略					注 略				

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部改正)

第4条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則(平成24年佐賀県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表(第10条関係)					別表(第10条関係)				
附属設備使用料					附属設備使用料				
	区分	単位	使用料(円)	摘要		区分	単位	使用料(円)	摘要
舞台大道具	略				舞台大道具	略			
	パンチカーペット(大)	1枚	<u>400</u>			パンチカーペット(大)	1枚	<u>410</u>	
	略					略			
	演台	1台	<u>400</u>			演台	1台	<u>410</u>	
	略					略			

改正前					改正後				
略					略				
舞台音響 器具	プロジェクタ	1台	500		舞台音響 器具	プロジェクタ	1台	510	
略					略				
注 略					注 略				

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は平成26年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則による改正後の佐賀県立博物館処務規則、佐賀県立美術館処務規則、佐賀県立名護屋城博物館処務規則及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける許可に係る附属設備使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。